

## 給食施設の定義・基準

令和3年3月  
健康対策課

### 1 給食施設の定義

- (1) 特定：原則，給食施設の利用者がほぼ同一人と推定されること。
- (2) 継続的：週4日以上かつ1か月以上継続して供給していること。
- (3) 施設：調理室，調理可能な設備の有無に関わらず，喫食者の栄養管理を行っていること。
- (4) 給食施設分類
  - ①特定給食施設：特定多数人に対して継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設。
  - ②その他の給食施設：特定給食施設以外の給食施設で，特定多数人に対して継続的に1回20食以上若しくは1日50食以上の食事を供給する施設。
- (5) 食数：原則，栄養管理を行う対象に対し供給する食事の数

### 2 定義の考え方

- (1) 特定：原則，給食施設が，ほぼ同一人に対し食事を供給している状態をいう。  
ただし，事業所の従業員食堂については，その利用が選択でき，継続的に利用している従業員の把握が困難である点を考慮し，従業員の8割以上が利用していることをもって特定と判断する。
- (2) 継続的
  - ①週4日以上：週のうち5割以上を占める
  - ②1か月以上：習慣的な摂取状況を把握するため，又は管理するために要する期間（食事摂取基準における摂取期間の考え方）
- (3) 施設  
栄養管理が可能な食事内容及び形態により食事を供給していること。  
\*みそ汁のみ・ご飯のみの提供は含まない。
- (4) 給食施設分類
  - ①特定給食施設：健康増進法施行規則第5条
  - ②その他の給食施設：広島県「その他の給食施設の届出に関する要領」
- (5) 食数：原則，栄養管理を行う対象に対し供給する食事の数とする。（予定給食数）  
ただし，以下の施設については次のとおり取り扱う。
  - ① 病院・診療所：許可病床数
  - ② 介護老人保健施設・介護医療院・老人福祉施設・社会福祉施設：入所定員数
  - ③ 給食センター：食事を供給する施設の予定給食数の合算

### 3 特定（その他の）給食施設事業開始届について

同一敷地内に施設の種類や利用者の特性が明らかに異なる給食施設が複数設置されている場合は，原則，各給食施設から開始届の提出が必要。ただし，利用者の特性が同じであり，栄養管理等を一体的に行うことが可能である場合は，別紙を参考に，個別に判断することができる。

## <参考 給食施設の定義と分類>

給食施設とは、特定かつ多数の人に対して継続的に食事を提供する施設である。

給食施設は健康増進法に基づき、提供した食事の数（以下「食数」）により分類される。

また、施設の種類により分類され、遵守しなければならない法や規則等は異なるので、関係法令を確認しておくことが必要である。

### (1) 特定給食施設

1回100食以上又は1日250食以上の食事を提供する施設。

#### 健康増進法

(特定給食施設の届出)

##### 第二十条

特定給食施設(特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。)を設置した者は、その事業の開始の日から一月以内に、その施設の所在地の都道府県知事に、厚生労働省令で定める事項を届け出なければならない。

2 前項の規定による届出をした者は、同項の厚生労働省令で定める事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。その事業を休止し、又は廃止したときも、同様とする。

#### 健康増進法施行規則

(特定給食施設)

##### 第五条

法第二十条第一項の厚生労働省令で定める施設は、継続的に一回百食以上又は一日二百五十食以上の食事を提供する施設とする。

(特定給食施設の届出事項)

第六条 法第二十条第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 給食施設の名称及び所在地
- 二 給食施設の設置者の氏名及び住所(法人にあっては、給食施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)
- 三 給食施設の種類
- 四 給食の開始日又は開始予定日
- 五 一日の予定給食数及び各食ごとの予定給食数
- 六 管理栄養士及び栄養士の員数

### (2) その他の給食施設

特定給食施設以外の給食施設で、特定多数人に対して継続的に1回20食以上若しくは1日50食以上の食事を供給する施設。

広島県「その他の給食施設の届出に関する要領」

#### 1 趣 旨

健康増進法第18条第1項第2号の規定に基づき、特定かつ多数の者に対して、継続的に食事を供給する施設(同法第20条第1項に規定する特定給食施設を除く。以下「その他の給食施設」という。)に対し、必要に応じて栄養管理上の指導及び助言を行い、もって県民の健康増進及び栄養改善を推進することを目的に、給食施設を把握するための給食に関する届出等を求める。

#### 2 定 義

- (1) 特定給食施設とは、特定多数人に対して継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設をいう。
- (2) その他の給食施設とは、特定給食施設以外の給食施設で、特定多数人に対して継続的に1回20食以上若しくは1日50食以上の食事を供給する施設とする。

## 別紙

### 【給食施設の区分と施設の種類の種類】

施設の区分（※1）	施設の種類の種類
1 学校	幼稚園，幼稚園型認定こども園（※2）
	小学校，中学校，義務教育学校，中等教育学校，高等学校，特別支援学校，大学，高等専門学校，専修学校（※3，※4） （学校給食共同調理場（学校給食法第6条）から給食が配送される施設を除く。）
	学校給食共同調理場（学校給食法第6条）
2 病院	病院，診療所
3 介護老人保健施設	介護老人保健施設
4 介護医療院	介護医療院
5 老人福祉施設	特別養護老人ホーム，養護老人ホーム，軽費老人ホーム，老人短期入所施設，老人デイサービスセンター，老人福祉センター，老人介護支援センター
6 児童福祉施設	助産施設，母子生活支援施設，乳児院，児童養護施設，児童心理治療施設，児童自立支援施設，障害児入所施設，児童発達支援センター，児童家庭支援センター
	児童厚生施設（児童館）（※3）
	保育所，認定こども園（幼稚園型認定こども園を除く。）（※2） （学校給食共同調理場（学校給食法第6条）から給食が配送される施設を除く。）
7 社会福祉施設	救護施設，更生施設，医療保護施設，婦人保護施設，宿所提供施設，障害者支援施設，授産施設，身体障害者福祉センター，補装具製作施設，盲導犬訓練施設，視聴覚障害者情報提供施設
8 事業所	労働基準法に規定する事業所又は事務所
9 寄宿舎	学生を寄宿させる施設（※4）
	労働者を寄宿させる施設
10 矯正施設	刑務所，少年刑務所，拘置所，少年院，少年鑑別所
11 自衛隊	自衛隊
12 一般給食センター	特定した施設（複数の場合も含む）に対して継続的に食事を供給している施設であって，「1学校」から「8事業所」までに該当しない施設
13 その他	「1学校」から「12一般給食センター」までに含まれない施設

※1 同一敷地内に，複数の施設があり，その中の1施設から他の施設へ配食している場合，施設の区分内の施設であれば，個別の状況を聞き取ったうえで，届出施設を判断することができる。

※2，3，4 同一敷地内にあり，1施設から配食している場合，※2，3，4の施設同士であれば，個別の状況を聞き取ったうえで，施設の区分を超えて，届出施設を判断することも可能。

## 【給食施設を判断する具体例】

### (1) 事業所

給食施設	給食施設ではない
・従業員の8割*以上が従業員食堂を利用している施設	・従業員の8割*未満が従業員食堂を利用している施設

\*事業所の従業員食堂については、その利用が選択でき、継続的に利用している従業員の把握が困難である点を考慮し、従業員の8割以上が利用する施設を給食施設として整理している。

\*なお、従業員食堂の利用者数(8割以上)については、利用者が8割前後である場合でも、事業所の規模や事業者との事前の相談により判断してよい。

### (2) 一般給食センター

給食施設	給食施設ではない
・特定の施設にのみ継続的に食事(弁当)を供給し、住民に対し食事(弁当)を提供(販売)しない施設	・特定の施設に継続的に食事(弁当)を供給するだけでなく、住民に対し食事(弁当)を提供(販売)している施設

### (3) 学校

#### ・学校給食共同調理場の場合

給食施設	給食施設ではない
・学校給食共同調理場	・学校給食共同調理場から給食の配送を受けている学校等

#### ・デリバリー方式の場合

給食施設	給食施設ではない
・全対象者がデリバリー方式*により食事(給食)の供給を受けている施設	・選択可能なデリバリー方式*により食事(給食)の供給を受けている施設

\*デリバリー方式とは、学校設置者との委託契約等により民間業者が自社の調理場で調理した食事(給食)を個別のランチボックス等に入れて、学校に配送する方式。

### (4) 幼保連携型認定こども園

・食数の考え方：次の要件を満たす場合は、2号認定及び3号認定の予定給食数に、1号認定の予定給食数を合算する。

《要件》1号認定の給食が選択制でなく、かつ週4日以上給食を供給する

場合

#### 【例1】

2号認定及び3号認定の乳幼児の予定給食数	1号認定の幼児の予定給食数 ・選択制でない ・給食の利用が週4日以上	職員
----------------------	--	----

特定、その他の施設区分により届出

#### 【例2】

2号認定及び3号認定の乳幼児の予定給食数	1号認定の幼児の予定給食数 ・選択制 ・給食の利用が週4日未満	職員
----------------------	---------------------------------------	----

特定、その他の施設区分により届出

(注釈)

1号認定 教育標準時間認定・満3歳以上

2号認定 保育認定・満3歳以上

3号認定 保育認定・満3歳未満

### (5) 状況により届出を判断する施設

・高齢者向け住宅(有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅等)

栄養管理の状況や食事の提供状況(選択制等)等を確認し、個別に判断する。